

指摘事項等		お受けした日	令和元年 5 月 31 日
件 名	・ 隣地空地の雑草について		
内 容	今年 2 月に訪問し、隣接する空き地の草（芦か葦）をなんとかしてもらいたいとお願いしたが、その後の対応はどうなっているか。 今日、市内の空地で草が燃える火事があった。空き地が火事になったら私の家はすぐに燃えてしまう。そうなのは困るので対応してほしい。		
対応状況		担当部署	環境部 収集衛生課
お話を伺い、担当に経過を確認し、連絡すると伝えた。 収集衛生課へ電話 担当職員が現地を確認し、草刈等の管理を促すため所有者に何度も電話をしたが電話が通じないため、依頼文を 2 度送付した。しかし、所有者から何の連絡もないままであることを依頼人には伝えたとのこと。 依頼人にこれまでの環境部の対応状況を再度説明し、所有者との連絡がとれない場合は、調査権がないため対応ができないことを伝えた。 後日、別の連絡先が判明し、環境部が電話で所有者の配偶者と話をし、草刈をすることを約束されたので、そのことを依頼人に連絡した。			